

平成18年度 第3回 芦屋市特別職報酬等審議会 会議録

日 時	平成18年10月10日(火) 午後4:00~午後6:15
場 所	分庁舎 中会議室
出席者	山田会長, 小田副会長, 賀川委員, 辻委員, 西村委員, 野島委員, 広瀬委員, 藤田委員, 堀委員, 吉富委員 事務局 総務部長, 総務部次長, 労務・給与担当課長, 労務・給与担当主査
会議の公表	公 開 非公開 部分公開 < 非公開・部分公開とした場合の理由 >
傍聴者数	0 人

1 議題

報酬改定等の審議
退職手当の検討

2 審議内容

会 長) ただいまから第3回の特別職報酬等審議会を開催します。本日の会議は、委員10名中全員の出席を得ていますので、成立していることを報告します。

(1) 会議録署名委員の指名

会 長) 次に、本日の会議録に署名していただく方を決めておきたいと思えます。本日3回目は西村委員と広瀬委員にお願いしたいと思います。
(異議なし)

(2) 前回の議事録の確認

会 長) 事務局は、前回の会議録を朗読してください。
(事務局、会議録を朗読)

会 長) 会議録についてご意見はございますか。
(異議なし)

会 長) ご異議がございませんので、前回の議事録を承認したいと思います。

(3) 追加資料の説明

会 長) 事務局から、本日提出されている資料について説明してください。
(事務局、資料の説明と一部資料の差替えのお願い)

(4) 審議の内容

会 長) 本日は皆様に特別職の給料額等について、ある程度の数字をいただきたいと思っています。次回最終となると思っておりますのでよろしくお願い致します。

委 員) 他市と比較すると、尼崎市は市長の意向があるので、別といたしまして、順番的には芦屋市の20%カットの額は、川西市、三田市の次に低

いです。例えば、市長に15%のカットでいいのではないかとっても、行政改革など更に進める気持ちがあると思いますので、現在の20%カットでいかれると思います。したがって、20%を超える減額は如何なものかと思います。

委員) 私は、今のご意見と違う視点なのですが、退職手当は一期任期を務められると48か月として計算し支給しますね。その点については考慮しないのですか。宮城県の浅野知事は退職手当をもらいすぎと言っています。

事務局) お尋ねの件は、退職手当についてかと思えます。計算式は在職月額と支給率を報酬月額に乘じます。この場合在職月数を変更するのではなく、支給率で調整するほうが望ましいかと思えます。

委員) 退職手当は在職月数を審議するより、実際に総額から何%カットするというほうが現実的かと思っています。市長さんの減額率を20%とする発言がありましたが、私も同じ意見です。ただ、理由付けは特別職を更にカットしますと、部長さん以下一般職員に波及しない訳はないと思えます。労働意欲という点もありますので現状維持が良いかと思えます。

委員) 私は、給料額を他市と比較して審議するというのは考えたくない。芦屋市の財政状況がどうかということを考えたいので、20%でも甘いと思えます。一般市民はもっと大変なので30%カットでも良いと思っています。収入役と一般職部長と額が接近するという議論もあるが、それも致し方ないと思えます。それと、例えば3期任期を務められると、退職金は約1億円になります。退職金は、率を引下げ給料は30%カットが私の意見です。

事務局) 従来報酬等審議会の開催理由ですが、給与が右肩上がりの時代には、一般職部長級の最高号給者と収入役との給与の比較で逆転現象が起きていました。それを解消するために2~3年ごとに開催していました。

委員) 地方自治法の改正で来年度に収入役がなくなるのであれば、特別職と部長級の接近はないのではないのでしょうか。

委員) 市長の30%カットというのはちょっとカットしすぎだと思う。しかし、市民感情を考えるとこのままでは問題があると思えます。4年先に退職手当という大きなものが入るとなれば少しは現状からカットしても良いのではないですか。

委員) 芦屋市の財政事情を考慮してのこれ以上の減額は委員として、如何なものかと思うが。

委員) 議員の報酬の方をもう少し下げるべきです。

委員) 三役の給料は、市民感情を考えて更に減額すると言うのも考えもの。現状維持が妥当だと思う。退職手当の方を減額してはどうか。

委員) 退職手当の支給率を当審議会で諮問することは可能なのですか。

会長) 退職手当については、意見を述べるのみです。意見として退職金と給料とを合わせて考える必要はあるでしょうね。

委員) 助役、収入役の退職手当ですが、一般の職員が退職して就任されるわけですが、その際一旦一般職としての退職手当をもらっているのに、また特別職の任期が終わればその都度もらうというのも考慮しても良いのではないですか。

- 事務局) 退職手当の議論ができましたので、議論の参考にさせていただき資料を用意しておりますので配布させていただきますか。
- 会長) 配布してください。
- 事務局) (資料配布及び資料の説明)
- 委員) 支給率というよりも、現行で支払われている総額から何%減額するかという議論は可能ですか。
- 事務局) 総額から何%か減額して得られた数字から逆算して、求められた支給率に変更することで同じ効果を得られます。
- 委員) 私案を資料としてまとめてきたので、これを基に意見を述べます。
(資料の配布)
特別職についてです。現在暫定措置の減額後の給料月額を恒久措置とします。理由は減額後の金額が民間又は他市に比べて特別に高いとの印象は受けない。
退職手当についてです。支給率を0.0833とします。理由は12分の1です。これにより48か月を乗じても4となり、年数換算とすることができます。この支給率にする理由は、民間に比べて特別に高額であると思うのと5年5か月勤めた小泉首相の退職手当が658万円だからです。それに比べて市長の2,400万円は高いのではないかと思います。適用時期は次の任期からです。選挙前に決めた額を途中で変更するのは信義則に反すると思うからです。
審議会は選挙前に行うべきです。選挙前の審議会で決定した給料額は変更しないという意見です。
議員についてです。議員の報酬については5%カットでも高すぎるとは思わない。人数が多いと思う。数百票で議員になれる。議員の定数削減案が通るとは限らない。先般の署名の有効署名数は8,000少々でした。約8,000人の市民は15名でちょうど良いと考えているといえます。そこで、現行の1年間の報酬額886万3,500円を15で除して得た金額の59万900円を報酬月額とします。仮に議員数を15名以上とするならば現行の1年間の報酬額を人数で除して得た額とします。現行の24名であれば36万9,313円です。
- 委員) 社会経済の大きな変動があった場合でも、在職中は給料額を変更しないというのは違和感を覚えます。
- 委員) そうであれば、2年に1回の開催でも良いのではと思います。
- 事務局) 委員さんのご意見を確認させていただきます。退職手当ですが、現在自主的に減額しているのは19年3月31日までとなっています。4月1日から何らかの措置をとらないと、現行の減額措置前の額になります。それでよいというご意見ですか。
- 委員) 私はそれで良いと思います。
- 事務局) そうなると、19年4月1日以降の退職金は、カット前の約3,000万円になりますが。
- 会長) ほかの委員さんのご意見は如何ですか。
- 委員) 市民も税金等の負担が増えてきているので、痛みは分かち合っしてほしいと思う。市長の給料については、20%の減額を今しばらく続けていただけたらと思います。

- 会長) さらにほかの委員さんは如何ですか。
- 委員) 基本的にこの財政難をどう見るかということだと思います。まだまだ工夫の余地がないのかというと、そうではないと思います。全国に先駆けいろいろな施策を打っていかなくてはならないと思います。特別職はそのリーダーとなる人物なので、市政に対するイニシアチブを取れる範囲を考慮して額を決定しないといけない。事務局にお尋ねですが、長期財政収支見込で26・27年度に立ち行かなくなる状況になりますが、何もせず26・27年度を迎えることになりませんか。
- 委員) 地方交付税の件や高浜用地の件もありますし、流動的としか言いようがないのではないのでしょうか。
- 委員) 前回いただいた資料で、市民病院の見直し。これについて10年で30億円の削減とあるが、現状を見るとこれでは市の考え方が甘いと言いかない。
- 委員) 市民病院の質の低下の問題もある。
- 会長) 意見を述べてないのは私だけです。述べさせていただいて参考にさせていただきたいと思います。現三役は平成14年から自主的に3年間減額をしてがんばってきました。先ほどの長期財政収支見込を見てもかなり上回った実績を上げておられる。行政改革も計画以上に進んでいる。給料もカットし行政改革に取り組んできた姿勢は高く評価しないとけない。しかし今後ますます財政状況が厳しくなると予測される。総合的に勘案した場合、現在のカット後の額を維持するか、場合によっては市民感情を考慮して、少しいじっても良いのではないかと考える。
- 市会議員の5%カットは物足りない。もう少し下方修正すべきと思う。具体的には三役は現状維持か市民感情分で更に2%で、それぞれ市長2.2%、助役1.9%、収入役1.7%カットが妥当ではないかと思う。議員は他市と比べて遜色ない額である。現状の5%カットと更に5%で合計10%の減額が意見です。
- 委員) 退職手当については如何ですか。
- 会長) 給料月額が下がることとなれば、退職手当を求める計算式のベースが下がることとなります。ベースを下げて支給率もとなれば下げすぎと考えます。また、阪神間で最低というのもどうかと思う。
- 委員) 他市と比較してという意見は、それぞれ台所事情が違うので如何なものでしょうか。議員報酬についての意見ですが、5%のカット実施前の額をベースにして議長16%、副議長14%、議員12%のカットです。議員定数削減を訴えた市民感情を考慮した。このカット率でも三役のカット率を下回っている。議員を支える有権者の暮し振りを考えると、介護保険料のアップ、税控除の縮小や年金の受給額の削減等々がある。芦屋市の人口の約20%が65歳以上の高齢者である。等考慮するとこのくらいのカット率が妥当であると思う。
- 委員) 議員の報酬についてですが、市民感情としては1円でも安くというのはあるだろうが、議会の改革というのは報酬だけではなく、議会の開催時間帯を晩にするとか兼業の人でも議員ができるようにすること等から、総額を減らしていくというのが本筋かと思います。それと報酬額を少なくすると議員さんの質の低下も考慮すべきである。

- 会 長) 現在の議員さんは、議員報酬で生活をしている。生活給である。昔のようにお金持ちが兼業で、名誉職としてボランティアのように活動してくれていた状況とは違ってきている。
- 委 員) 年間の稼働日数はどのくらいですか。
- 事務局) 資料の45ページをご覧ください。
- 委 員) 議会、委員会の出席は年間110日～120日で、年間半分くらいですね。
- 会 長) ご意見を整理しますと、三役は現状のカット率を維持する案。それに2%のカット率の上乗せをする案。それぞれの案では退職手当は在職月数、支給率とも変更しないとする2案がでています。
- 事務局) 他市とのバランスも考慮していただくことも方法の一つかと思います。
- 委 員) 私の案は退職手当を大幅減額することで、給料月額を現状維持です。
- 委 員) 給料月額と退職手当を抱き合わせて答申することは可能ですか。
- 事務局) 退職手当はご意見を賜るということになります。
- 会 長) 三役の給料月額について、確認をとりたいと思います。カット前の額に現行のカット率を乗じた額を正式なものとする案の方は4名おられます。次にカット前の額に現行のカット率に若干の上乗せをした率を乗じた額を正式な額にする案の方が5名おられます。
- 議員の報酬についてです。議長、副議長、議員一律でカット前の報酬額をベースに10%減の案。同じくカット前の報酬額をベースに議長16%減、副議長14%減、議員12%減の案。議長461,000円、副議長408,000円、議員369,000円の案があります。
- 委 員) 本日、議論が尽くされているように感じられないような気がします。意見が多く出てくることは良いことだと思いますが、議論を尽くすと意見が次第に収斂されてきます。最終的に完全一致にならなければ民主的に多数決となりますが。
- 事務局) 最終的に多数決になるのは致し方ないかと思いますが、なるべく各ご意見が議論を通して近いものとなり、委員の皆様が納得の上、審議会としてのご意見となりましたら幸いです。
- 委 員) 議論は尽くした上での多数決に従うのは民主主義のルールですからご心配は無用です。
- 委 員) 三役の給料月額についてですが、20%が良いか悪いかは別として現行のカット率20%を決めた平成14年10月と平成18年現在を比較すると格段に平成14年のほうが状況は悪かった。
- 会 長) 三位一体の改革も控えているので、20%プラスアルファの加味も必要なのかなと思います。
- 委 員) 年金も物価スライド制で受給額が減るということも考慮に入れるべきです。
- 委 員) 市長選の前に報酬等審議会を開催して給料月額を決めて、4年間据え置くという先の方のご意見は良いと思います。退職手当については、公務員は業績評価の制度がないのでお手盛りになってはいけない。最高額と最低額を決めてその範囲の中で、三役の4年間の業績を評価して審議会で意見を述べるというのも良いのではないかと思う。
- 委 員) 先の方の4年間の業績評価のご意見ですが、財政状況のみで判断す

るのは如何なものかと思ひます。

委員) 以前お願いしていた退職手当を引下げた他市の一覧のリストはどうなりましたか。

事務局) 資料でございます。61～62ページと追加資料の10ページです。

会長) いろいろなご意見がありますが、三役の給料については、体勢は固まりました。また、議員の報酬も審議会としては現行の額より引下げる方向です。減額率をいくりにするかが課題として残ります。退職手当については給料月額が下がるのだから当然額は下がります。退職手当の支給率については次回議論したらよいのではないのでしょうか。

(異議なし)

会長) 本日はこれくらいにしたいと思ひます。次回は、10月20日午前9時30分からです。予備日として10月31日を予定していましたが、その日を最終日として答申案の作成議論をしていただきたいと思ひます。本日はこれにて閉会といたします。ご苦労様でした。

以上